

別記様式第1号(第四関係)

うんなんしちゅうさんかんちくかっせいかけいかく
雲南市中山間地区活性化計画

島根県雲南市

平成24年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	雲南市中山間地区活性化計画
都道府県名	島根県
市町村名	雲南市
地区名	雲南市中山間地区
計画期間	平成24年度～平成27年度

目 標 :

高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設を整備し、各世代の地域住民活動や話し合いの機会を創出することで、市民が主役のまちづくりを実現し、地区内の定住及び農山漁村と都市との地域間交流を促進する。また、ほ場整備や集落営農に取り組み、生産意欲を喚起して営農を継続させることで、農業の担い手の確保を実現し、地区内の定住を推進するとともに、農業の維持・発展と地区の活性化につなげることを目標とする。

○具体的な数値目標:

・定住人口の確保⇒計画区域内における転出入の割合を過去4年間(平成20～23年)73.20%から今後4年間(平成24年～27年)79.17%とし、5.97%の増加を目指すこととする。(島根人口移動調査より)

・定住等の促進に資する基盤整備を平成27年度から実施する計画である。

目標設定の考え方

地区の概要:

雲南市は、島根県の東部に位置し、松江市、出雲市に隣接する総面積553.4km²のまちである。うち当該地区は、広島県に接し本市の南部に位置する旧吉田村と旧掛合町であり、区域面積22,348haのうち、農林地面積が90.6%(20,250ha)を占めており、中国山地に至る広範な山間部を形成している。交通環境は、山陰と山陽を結ぶ国道54号線が地区内を通過し、陰陽を結ぶ交通の要衝となっている。現在、雲南市中心部を南北に貫く中国横断自動車道尾道松江線の整備が進んでおり、平成15年には三刀屋木次インターチェンジが開設され、また平成23年度末には市内2箇所目となる吉田掛合インターチェンジが南部の吉田町に整備された。公共交通機関ではJR木次線や市民バスなどがある。

雲南市内にはヤマタノオロチ伝説で知られる斐伊川が流れ、出雲神話の舞台として各地に神話や伝説、神楽などが伝承されており、39個の銅鐸が出土した加茂岩倉遺跡など多くの遺跡・古墳が発掘されている。また、たたら製鉄や炭焼きが盛んに行われてきた。本地区は、特に神楽や農村歌舞伎、たたら製鉄が盛んな地である。

本地区の人口は年々減少し、国勢調査では平成17年5,852人、平成22年5,396人と5年間で7.8%減少しており、このままの状態では5年後の平成27年度には5千人を下回ると推計されている。高齢化率は37%を超え、年々少子高齢化が顕著になっている。また、本地区の総農家数は、総世帯数1,816世帯の44.2%(803世帯)を占め、販売農家で見れば総人口5,396人の43.9%(2,371人)が農家人口となっている。

産業では米や畜産、ぶどう、茶、葉ねぎ、ほうれん草、唐辛子、花き栽培など良質な農産物の生産、味噌、餅など豊富な加工品が生産されているが、基幹作物である稲作では、水田の形状が不整形な小区画であり、営農の効率化・省力化が阻まれている。一方、有機農業への先駆的な取り組みが行われ、安心・安全な農作物の生産地として高い評価を得ており、地産地消に地域ぐるみで取り組んでいる。

現状と課題

本地区は、中山間地域に位置する過疎地域であり、人口密度は24.1人/km²と非常に低い状況である。人口減少は30年近く前から続いており、減少率も過去10年で大きくなっている。特に、平成22年の若年者比率は、平成17年からの5年間で15.4%減少し、平成22年の高齢化率は37.5%を超え、若者の流出や少子高齢化が進んでいる。このような中、雲南市全域における前活性化計画(H20～H23)において、交流人口の増加(目標値0.83%⇒実績値35.83%)を図ったが、本活性化区域内では、今後更に高齢化率の上昇傾向が続くと推計され、コミュニティの維持が困難となり、集落の共同作業や相互扶助といった住民同士の支えあいの機能も低下しつつある。また、平成22年の農家戸数は、平成17年からの5年間で83戸減少しており、現状のままでは農家戸数の減少傾向は更に加速する恐れがあり、農村景観の悪化や古くから伝承してきた農村文化を継承する担い手が断絶しつつある。これらの定住人口及び農家数の減少と高齢化の進行による地域コミュニティの崩壊が地域経済の疲弊はもとより、税収の減、社会福祉支出の増により農山村地域における自治体の自立さえも困難となる可能性があり、国における中国横断自動車道尾道松江線や尾原ダム整備などの大型プロジェクト及び地域活性化総合特区指定を活用した対策並びに地域住民の活動や生活支援を促進する場の充実を図ることで、定住人口を確保する必要がある。

今後の展開方向等

本地区では、少ない人数で産業の振興をはじめ、福祉・教育・集落機能の強化など広範な分野にわたり取り組まなければならないが、地域の自立のためには、各世代の住民が地域の運営に主体的に関わる参加の場(機会)の提供と施設の充実を図る必要がある。

このような中、掛合町多根・松笠地区では、山村振興を目的に整備した既存施設を活動拠点とし、隣接する旧小学校の校舎(平成20年4月統合により廃校)も活用しながら、持続可能な農林業生産活動や地域文化の伝承、地域住民・福祉活動、生涯学習などを行ってきた。しかしながら、廃校となった学校施設は老朽化が著しく耐震性の無い危険建物であるうえ、既存の山村振興施設も規模が狭隘で老朽化が著しく、今後の利用が困難な状況である。一方で現在雲南市においては、住民が地域の課題を自ら解決していく「地域自主組織」が平成20年に全地区で組織化され、地域住民の地域づくり活動意識が高まってきている。

このため、これらの既存施設が有する機能を網羅するとともに、高齢者、女性、若者、地域自主組織等の新たな活動に対応できる拠点施設が必要であり、高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設を整備する。新たに地域住民活動・生活支援拠点施設を整備することにより、高齢者、女性、若者等の農林業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進が図られ、本地区が有する豊かな自然や歴史・文化など様々な地域資源の特徴を地域住民が再認識することや地域に誇りをもって地域を担うという住民意識の高揚を促進することで、定住人口の確保を目指す。

また、農業従事者の高齢化、後継者不足が進み地域活力が低下する中、圃場の大区画化、農道・農業用排水路などの基盤整備を推進し、大型機械の導入や水管理などの合理化を図り、営農の効率・省力化を行うとともに、法人化を目指した集落営農組織当を育成し農地の集積化を目指す。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
雲南市	雲南市中山間地区	地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設)	雲南市	有	ニ	
〃	〃	地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設)	雲南市	〃	ニ	
〃	〃	基盤整備(地形図作成)	雲南市	〃	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
雲南市	〃	農地整備事業(経営体育成型)〈地域自主戦略交付金〉	島根県	区画整理30ha(H27年度～H32年度予定)

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

雲南市地区(島根県雲南市)	区域面積	22,348ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該地域の区域面積22,348haのうち農林地面積は、20,250haで約90.6%を占め、総世帯数1,816世帯の44.2%(803世帯)が農家であり、総人口5,396人の43.9%(2,371人)が農家人口となっている(2010年農林業センサス、平成22年国勢調査より)。		
②法第3条第2号関係： 当該地域の人口の減少(H17⇒H22 7.8%減)、高齢化率(37.5%)から見て、当該地域の人口減少率及び高齢化率は更に上昇することが見込まれる。また、若年者比率も減少し(H17⇒H22 15.4%減)、若者層の流出や少子化が進んでいる。 そうした中、当該地域の活性化を図るためには、各世代の地域活動や話し合いなど住民が地域の運営に主体的に参加できる機会の創出が不可欠である。また、雲南市総合計画(H18年12月策定)及び雲南市総合計画後期基本計画(H23年2月策定)でも定住交流の促進を優先施策とし、定住・交流活動を推進しており整合性が図られている。		
③法第3条第3号関係： 当該地区は、本市の都市計画区域のうち市街地を形成している区域(用途区域)を含まない地域を対象としている。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

評価については、活性化計画期間終了年度の翌年度の9月末までに、「島根人口移動調査」の数値を基に第三者意見(島根大学法文学部准教授 関 耕平)を踏まえ検証を行い、評価結果を基に改善を図っていく。また、雲南市が毎年実施している行政評価により、本事業の貢献度評価等による検証を行い、次年度に向けて改善を図っていく。